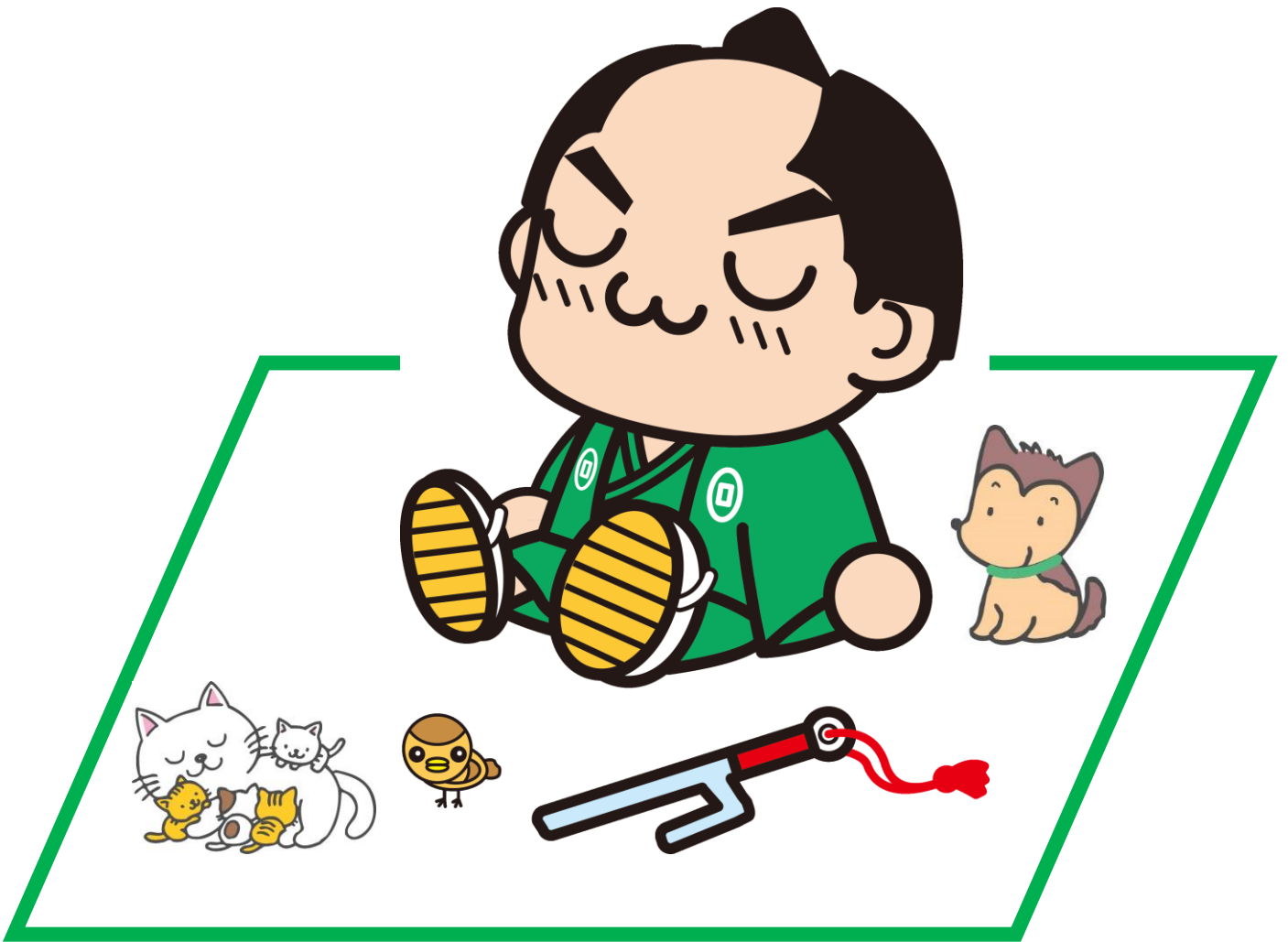


ペット同行避難マニュアル



2022年4月

観音寺市 市民部 生活環境課

目 次

| | | |
|---|-----------------------------|------|
| 1 | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 P |
| 2 | 平常時の備え・・・・・・・・ | 1 P |
| | （1）住まいの防災対策 | |
| | （2）ペットのしつけと健康管理 | |
| | （3）ペットの所有者明示 | |
| | （4）避難用品と備蓄品 | |
| 3 | 災害発生後の対応・・・・・・・・ | 3 P |
| | （1）ペットとの同行避難 | |
| | （2）避難所におけるペットの飼養マナーの順守と健康管理 | |
| 4 | 避難所での生活・・・・・・・・ | 4 P |
| | （1）受付 | |
| | （2）ペット飼養状況の届出 | |
| | （3）避難所での基本的なペットの飼養管理ルール | |
| | （4）ペットの飼養場所 | |
| | （5）飼い主（同行避難者）の居住場所 | |
| | （6）ペット飼養管理等当番表の作成 | |
| 5 | さいごに・・・・・・・・ | 7 P |
| 6 | ペット受け入れ可能避難所一覧・・・・・・・・ | 8 P |
| 7 | ペット受け入れのおおまかな流れ・・・・・・・・ | 9 P |
| 8 | 様式集・・・・・・・・ | 10 P |

1 はじめに

～あなたとあなたの大切なペットを守るために～

地球温暖化による大型台風の発生や集中豪雨が頻発し、大規模地震が危惧されています。

このような状況の中、ペットを飼われている方向けに、ペット同行避難マニュアルを作成することとしました。

ペットの飼い主は、「命ある動物」の所有者であり、動物を愛護し適正に管理する義務を負っています。大規模災害発生時は、被害発生への対応や、その拡大防止に多くの人的資源を必要とするので、ペット救護は飼い主の「自助」が原則になります。「自助」とは、「自分の命は自分で守る」ことを意味し、防災の基本です。特に、災害発生直後の行動は、自身の安全を確保するために避難するか、そこに留まるべきかの判断に始まり、自己所有し管理するペットの安全確保や飼養も、自助が原則となります。災害発生までの「平常時の備え」と、「災害発生後の対応」また、「避難所での生活」に分けて考えていきます。

2 平常時の備え



大規模な災害では、市などの公的機関による支援「公助」がはじまるまでの間、「自助」や地域住民の集まりなどコミュニティのメンバー等で共に助け合う「共助」により、乗り越えなければなりません。

また、発災後の市などからのペット対策は、飼い主の方がペットに十分な飼養管理を行っていることを前提としています。また、避難所等に避難する場合にはペット由来の感染症等が、避難者や他のペットへ感染しないようにするとともに、各避難所が定めたペットに関するルールを守る必要があります。そのため、日常のしつけ等を含むペットへの適正な飼養が、有効な災害対策となります。

次ページに具体的事項を示します。

(1) 住まいの防災対策

発災時にペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要です。住まいの耐震診断や補強、家具の固定などを行うことがとても重要です。このことは、室内でペットを飼っている場合には、ペットの逃げ込みスペースを確保するなど、ペットの安全確保にもつながります。室外での飼養の場合は、ブロック塀や割れたガラスの危険等について確認をしておいてください。

(2) ペットのしつけと健康管理

発災時の避難は、小型犬や猫はケージやキャリーバッグに入れて移動します。その際、ペットがパニックになり、通常と異なった行動に陥らないように、日頃からなれる訓練を行ってください。

犬の場合は、「待て」「お座り」「伏せ」の基本的動作ができるようにまた、決められた場所で排せつができる習慣づけが必要です。日常のペットへのケアが不十分な為に、避難所への受け入れを拒否された事例があります。

避難所では、狭いところにペットが避難するので、混み合う窮屈な環境となり伝染病の感染リスクが高くなります。日頃より、狂犬病の予防接種をはじめ、各種ワクチン接種また、犬フィラリアやノミ・ダニ等の寄生虫の予防や駆除を行ってください。不妊去勢手術は、避難時の発情を避けるためにも重要です。

(3) ペットの所有者明示

日頃、ペットが逃げ出さないように十分な対策をしておくことが必要ですが、発災時やその後の避難時に、はぐれてしまう可能性もあり、日頃から迷子札を付けておくのも一つの方法です。

なお、犬については狂犬病予防法により、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務づけられています。また、ペットの体内にマイクロチップを埋め込む方法もありますので、かかりつけ医にご相談ください。

(4) 避難用品と備蓄品

大規模災害発生時には、ペット用救援物資が届くまでに時間がかかることがあるため、ペット用避難用品や餌等の物資の備蓄が必要となります。

具体的な物資について優先順位をつけて次ページに示します。

優先順位 1

- ◇首輪の予備、リード、ケージ、クレート、キャリーバッグ
- ◇ペット用靴下（避難時の足の保護用）
- ◇療養食、薬
- ◇ペットフード・水ともに5日分以上、できれば7日分以上を準備
- ◇ペット用食器、ペットシート、排せつ物の処理用具、トイレ用品
- ◇迷子札

優先順位 2

- ◇飼い主の連絡先と、飼い主以外の緊急連絡先や預け先などの情報
- ◇ワクチン接種状況
- ◇既往症や投薬中の薬情報や検査結果
- ◇かかりつけ医の情報
- ◇ペットの写真



優先順位 3

- ◇タオル、ブラシ、ビニール袋（排せつ物の処理用）
 - ◇お気に入りのおもちゃ等
- ※様式1「ペット避難用品チェックリスト」を活用してください。

3 災害発災後の対応

災害発生時には、第一に飼い主の安全を確保することが重要です。その後、ペットを守る行動に移ります。突然の災害で、パニックを起こしペットが通常と異なる行動をとった場合は落ち着かせ、逸走やけが防止に努めます。その後、ラジオ・テレビ等で災害情報の収集に努め、自宅避難か避難所等への避難に移るか判断します。

発災時にペットと離れた場所にいた場合は、災害の種類や自身の被災状況、自宅までの距離、帰宅困難度の程度で、ペットの避難の可否を判断します。平常時から、留守のペット避難について家族や地域住民との協力体制を築いておくことが大切です。

(1) ペットとの同行避難

自宅からの避難を決定した場合、避難所等への移動に際しては、飼い主との同行避難が原則です。過去の災害において飼い主と離散し、再会までに多大な労力を要した事例が多数あり、衰弱死の可能性も生じ、それらを防止するためです。また、野生化した放浪動物の人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要です。

(2) 避難所におけるペットの飼養マナーの順守と健康管理

避難所では、様々な避難者が共同生活をするために、ペットとの生活が苦手な人や、アレルギーの方もいることを常に意識しなければなりません。ペットがいることで心の安らぎを得られ、心の支えになったという声や逆に、噛みつき事故や鳴き声への苦情、被毛やふん尿処理などの面でのトラブルの発生が考えられます。避難所でのペットの飼養管理については、飼い主が責任を持たねばならず、衛生的飼養管理に十分な配慮を行うとともに、飼い主同士で周りの被災者に配慮したルール作りも必要となります。

また、ペットも環境の変化やストレスから体調を崩し、発病しやすくなるため、体調管理に留意し、不安解消に努めてください。

4 避難所での生活

「同行避難」とは、避難行動を示す言葉であり、避難所で飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではありません。したがって、ペットと同行避難した場合の避難所での生活は、原則として餌やりなどペットの世話をするとき以外は、ペットと飼い主は違う空間で過ごすこととなります。

ここからは、ペット同行避難した場合の、避難所で飼い主がやらなければならないおおまかな流れを、次ページにて説明します。



(1) 受付

受付における事故防止のため、一般避難者とは別に、ペット同行避難者専用受付を設置します。ここでは、飼い主（同行避難者）が、様式2「ペット登録台帳(犬用)」または、様式3「ペット登録台帳(犬以外用)」によりペットの登録をします。

ペットのうち、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）も、原則として避難者とは別のスペースに移しますが、障がい者の方が補助犬と別かたの生活が困難な場合は、避難所運営委員会等に相談してください。

(2) ペット飼養状況の届出

飼い主（同行避難者）は、ペット同行避難者専用受付にて、様式4「ペット飼養状況届出書」にペットの飼養状況を記入する手続きをしていただきます。手続き終了後に、飼い主（同行避難者）は、一般避難者受付で避難所入所の手続きを行っていただくことになります。

ただ、避難所によっては、同行避難者専用受付にて飼い主（同行避難者）の入所受付もペットと同時にできる場合がありますので、避難所にて確認してください。

(3) 避難所での基本的なペットの飼養管理ルール

避難所では、多くの避難者が共同で生活しています。避難所でペットを飼養するためには、次のことを必ず守ってください。

① 避難所では人が優先

飼い主（同行避難者）は、避難所のルールを守り、ペットを飼っていない避難者に十分配慮し、責任をもって飼養してください。

② 決められた場所での飼養

飼養場所、散歩場所、トイレ等は、必ず決められた場所のみで行ってください。

③ トイレ等飼養スペースやその周辺の清掃

臭いは鳴き声と並び最も多い苦情の原因です。排せつ後のふん・トイレシート等はビニール袋に入れ固く閉じ、さらに大きな蓋つきのゴミ箱に入れます。散歩中の排便は、避難所から離れた通行人がいない場所で行い、ビニール袋で必ず回収してください。放置されたふんは飼い主のマナーの悪さと受け取られ、避難所生活においてトラブルの原因となります。電柱・樹木への排尿も、十分注意してください。

④犬の鳴き声対策

過去の大規模災害で最も問題となったのが犬の鳴き声でした。避難所での犬の鳴き声の原因は、ストレス、不安など様々ですが、個別に対処するのは困難です。犬を散歩させることで、鳴き声の問題はかなり軽減でき、他の避難者への迷惑が軽減できます。

⑤その他

運動やブラッシングも、必ず屋外の決められた飼養場所で行ってください。

上記に示した、飼養管理ルール及び、様式5「避難所でのペット飼養の基本的ルール」は、ペット受け入れ可能避難所における共通した基本的飼養管理ルールを記載したものです。

避難所ごと独自にルールを設けている避難所もありますので、飼い主（同行避難者）は、避難所ごと独自ルールの有無を受付時に十分確認し、順守する必要がありますのでご注意ください。

（4）ペットの飼養場所

飼養場所は、原則屋外となります。ほとんどの避難所がペットと、一般避難者とが生活するうえでの移動経路等が交わらない場所に設定していることが多いので、飼い主（同行避難者）は、避難所運営委員会等の指示にしたがい決められた場所で飼養することになります。

《ちょっとした工夫》

- ①決められた飼養場所内にて、飼い主（同行避難者）同士がペットの種類ごとに、なるべく距離をとる。
- ②鳴き合いやストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオルで覆う等、適切な間隔をとり目隠しをする。
- ③ケージ等に入らないペットは、適当な距離をとって指定された支柱等につなぐ。

（5）飼い主（同行避難者）の居住場所

同行避難の場合においては、ペットと飼い主（同行避難者）は別の空間での避難生活が原則です。ペットの世話をを行う以外は、一般避難者と同じ空間にて生活しますので、避難者居住場所のルールにしたがいながら避難生活をするようになります。

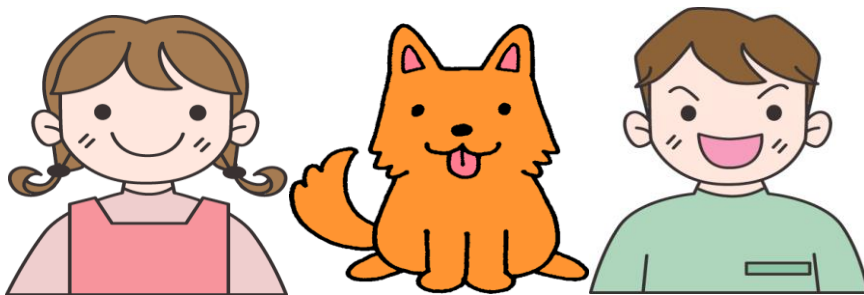
ただ、避難所によっては、一般避難者と飼い主（同行避難者）の居住場所を区別している場合がありますが、生活ルールは基本同じです。

（6）ペット飼養管理等当番表の作成

同行避難者が多数いる場合は、飼い主（同行避難者）同士で「例：飼い主の会」を立ち上げることをお願いすることになります。これは、大切なペットを避難所で飼養するにあたり、飼養場所の巡回や清掃などを飼い主（同行避難者）みんなで協力し助け合うことで、適正な飼養管理ができるからです。様式6「ペット飼養管理等当番表」を作成して協力関係を築きましょう。

5 さいごに

飼い主（同行避難者）の役割とは、ペットを飼うという権利とともに、果たさなければならない義務を常に意識し、災害に対する「**十分な備え**」をおこなない、常に飼い主の責任を果たす「**心構え**」を持つことです。



6 ペット受け入れ可能避難所一覧

(R4. 4. 1現在)

| NO | 避難所名 | 住所 | 連絡先 市外局番 (0875) | 指定 緊急 避難 場所 | 風水 害 | 地震 津 波 |
|-----|------------------------------|------------------|-----------------------|----------------------|---------|--------------|
| 1 | 伊吹中学校・小学校 (体育館) | 伊吹町 549 | 29-2102 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 高室小学校 (体育館) | 高屋町 1877-1 | 25-2661 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 観音寺中学校 (体育館) | 八幡町二丁目 10-7 | 25-2440 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 観音寺小学校 (体育館) | 観音寺町 甲 2558-1 | 57-5120 | × | ○ | × |
| 5 | 常磐小学校 (体育館) | 植田町 365 | 25-2988 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 中部中学校 (体育館) | 柞田町甲 1237 | 25-3622 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 柞田小学校 (体育館) | 柞田町乙 1000-1 | 25-3621 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 一ノ谷小学校 (体育館) | 古川町 102-1 | 25-0204 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 市立総合体育館 | 池之尻町 1071 | 27-7100 | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 豊田小学校 (体育館) | 新田町 1413 | 27-6303 | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 粟井小学校 (体育館) | 粟井町 1452 | 27-6229 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 旧紀伊小学校 (体育館) | 大野原町丸井 313 | - | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 大野原中学校 (体育館) | 大野原町中姫 1189-3 | 54-3100 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 大野原農業者トレーニング センター | 大野原町大野原 1994 | - | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 旧萩原小学校 (体育館) | 大野原町萩原 2354 | - | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 大野原福祉会館 | 大野原町萩原乙 139-1 | 54-2801 | × | ○ | ○ |
| 17 | 豊浜中学校 (体育館) | 豊浜町和田浜 717 | 52-2152 | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 豊浜総合体育館 (すぽっし ュ TOYOHAMA) | 豊浜町和田浜 784-1 | 56-3366 | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 豊浜小学校 (体育館) | 豊浜町和田浜 1000 | 52-2029 | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 豊浜南部集会所 | 豊浜町和田甲 493-1 | 52-5636 | × | ○ | ○ |
| 合 計 | | | | 17 | 20 | 19 |

7 ペット受け入れのおおまかな流れ

1 受付

避難所に到着すれば、同行避難者専用受付にて、受付をしてください。受付は、犬であれば「様式2」の「ペット登録台帳（犬用）」に、犬以外であれば「様式3」の「ペット登録台帳（犬以外用）」に、記入します。



2 届出

受付が終われば、「様式4」の「ペット飼養状況届出書」を提出します。飼い主情報（住所・氏名など）や、ペット情報（種類や犬であれば狂犬病予防接種の有無など）を記入していただきます。避難所生活をする上で、大変重要となりますので必ず記入してください。



3 説明

ペット飼養状況の届出が終われば、「様式5」の「避難所でのペット飼養の基本的ルール」の説明を受けます。基本的なルールの他に、避難所が独自のルールを設けている場合は、その説明も受けることになります。



4 移動

ルール説明が終われば、ペットを飼養場所に移動させます。ケージにて飼養する方、リードでつないで飼養する方共に、原則屋外での飼養となります。ペットの移動が終われば、飼い主は、避難者居住場所へ移動します。飼い主は、避難者居住場所では一般の避難者と同じルールにしたがい、避難生活をするようになります。



5 生活

ペット同行避難生活の開始です。避難所でのペットの飼養管理については、飼い主が責任を持たねばならず、衛生的飼養管理に十分な配慮を行うとともに、飼い主同士で周りの被災者に配慮したルール作りも必要となります。



6 当番

同行避難者が多数いる場合は、飼い主同士でペット飼養場所の巡回や清掃などを当番制にし、管理することをお願いします。この場合「様式6」の「避難所ペット飼養管理等当番表」を作成し、避難者居住場所などよく見える場所に貼ってもらいます。各自が責任を持って大切なペットを守りましょう。

8 様式集

様式1 ペット避難用品チェックリスト

様式2 ペット登録台帳（犬用）

様式3 ペット登録台帳（犬以外用）

様式4 ペット飼養状況届出書

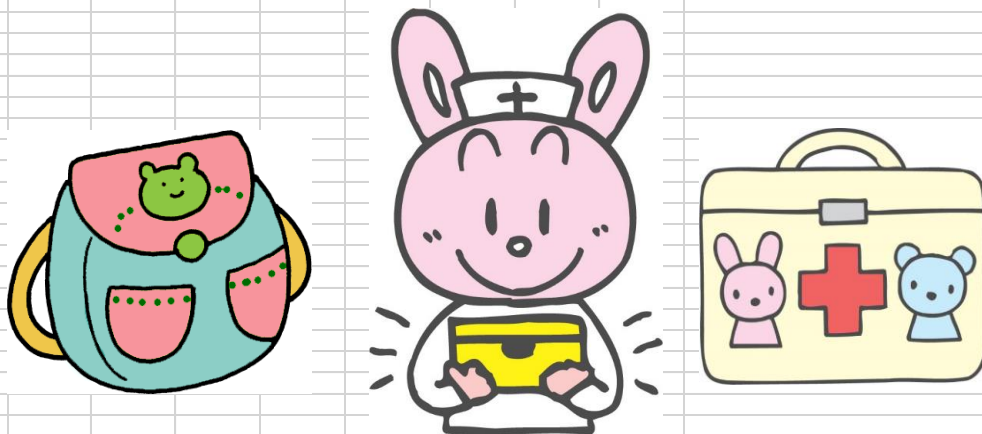
様式5 避難所でのペット飼養の基本的ルール

様式6 避難所ペット飼養管理等当番表

ペット避難用品チェックリスト

災害時には、ペット用品も入手しにくくなります。避難所では、人に対する準備は行いますが、ペットに対する備えは飼い主の責任となります。
下記のチェックリストを参考に、日頃から準備しましょう。

| チェック欄 | 準備する避難用品 |
|-------|-------------------------------------|
| | 首輪の予備、リード、クレート、キャリーバッグ、ペット用靴下（保護用） |
| | 療養食・薬、ペットフード・水（5日分以上、7日分以上を推奨） |
| | ペット用食器、ペットシート、排せつ物の処理用具、トイレ用品、迷子札 |
| | 飼い主の連絡先、飼い主以外の緊急連絡先や預け先などの情報 |
| | ワクチンの接種情報、既往症や投薬中の薬情報・検査結果 |
| | かかりつけ医の情報、ペットの写真 |
| | タオル、ブラシ、ビニール袋（排せつ物の処理用）、お気に入りのおもちゃ等 |
| | |
| | |
| | |



様式2

ペット登録台帳

(犬用)

避難所名

| 番号 | ペットの名前 | 犬種 | 性別 | 特徴 (毛色・体格、迷子札の有無 など) | 観音寺市の登録 | | 飼い主の連絡先 | | | 第2連絡先 | | 入 所 日 | 退 所 日 |
|-----|--------|----|----|----------------------------|-----------------|-------------------|--------------------|--------------|----|--------------------|--|-------------|-------------|
| | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | | | |
| 記入例 | ジロウ | 柴犬 | オス | 灰色、中型、 迷子札あり | 鑑札の有・無 有 | 注射済票の有・無 有 | 氏名 観音寺 太郎 | 氏名 観音寺 次郎 | 氏名 | 氏名 | | / | / |
| | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ 090-0000-0000 | ☎ | ☎ | ☎ 090-0000-0000 | | | |
| 1 | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ | ☎ | ☎ | ☎ | | / | / |
| 2 | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ | ☎ | ☎ | ☎ | | / | / |
| 3 | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ | ☎ | ☎ | ☎ | | / | / |
| 4 | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ | ☎ | ☎ | ☎ | | / | / |
| 5 | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ | ☎ | ☎ | ☎ | | / | / |
| 6 | | | | | 鑑札の有・無 していない | 注射済票の有・無 していない | ☎ | ☎ | ☎ | ☎ | | / | / |

様式3

ペット登録台帳

(犬以外用)

避難所名

| 番号 | ペットの名前 | 動物の種類 | 品種 | 性別 | 特徴 | 迷子札 | 飼い主の連絡先 | | 第2連絡先 | | 入所日 | 退所日 |
|-----|--------|-------|----|----|-----------|-----|--------------------|--------------------|-------|--|-----|-----|
| | | | | | (毛色・体格など) | | 氏名 | 氏名 | | | | |
| 記入例 | タマ | 猫 | 雑種 | メス | 白色 | 有・無 | 氏名 観音寺 太郎 | 氏名 観音寺 次郎 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ 090-0000-0000 | ☎ 090-0000-0000 | | | / | / |
| 1 | | | | | | 有・無 | 氏名 | 氏名 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ | ☎ | | | / | / |
| 2 | | | | | | 有・無 | 氏名 | 氏名 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ | ☎ | | | / | / |
| 3 | | | | | | 有・無 | 氏名 | 氏名 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ | ☎ | | | / | / |
| 4 | | | | | | 有・無 | 氏名 | 氏名 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ | ☎ | | | / | / |
| 5 | | | | | | 有・無 | 氏名 | 氏名 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ | ☎ | | | / | / |
| 6 | | | | | | 有・無 | 氏名 | 氏名 | | | / | / |
| | | | | | | | ☎ | ☎ | | | / | / |

様式 4 ペット飼養状況届出書

(飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。)

| | | | | | |
|------------------|-------------|------------------------------|-----|---------|--------|
| 飼い主の情報 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | 電 | | |
| 第2連絡先 (飼い主以外) | 氏名 | | | | |
| | 住所 | | 電 | | |
| 動物の情報 | 動物の種類 | | 品 | | |
| | 動物の名前 | | 性 | オス ・ メス | |
| | 特徴 (毛色等) | | 体 | | |
| | 疾病の有無 | 有 ・ 無 | 疾病名 | | |
| | ワクチン接種 | ・接種 (ワクチン名：) ・未接種 ・不明 | | | |
| | 不妊去勢措置 | 実施 ・ 未実施 | | | |
| | 犬の場合 | 狂犬病予防注射 | | 鑑札番号 | 注射済票番号 |
| | | 接種済み ・ 未接種 | | | |
| マイクロチップ | 有 ・ 無 | 個体識別 番号 | | | |
| 特記事項 | | | | | |

受付窓口記入欄

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 避難所名 | | 整理番号 | |
| 入所年月日 | 年 月 日 | 退所年月日 | 年 月 日 |

様式 5



避難所でのペット飼養の基本的ルール

- 1 ペットの飼養は、決められた場所で行ってください。

原則として、避難者の居室にはペットを持ち込むことは出来ません。

また、ペット飼養場所以外での飼養管理は行わないでください。

- 2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。

通常の飼養管理については、飼い主さんの責任で行ってください。

具体的な例は次のとおりです。

- ① エサやり
- ② 散歩
- ③ 飼養場所の清掃やふん尿の処理 など

- 3 トラブルの発生防止に努めてください。

ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の設置者等に報告

し、指示に従ってください。



 あなたのペットが避難所の癒しとなれるように 

ご協力をお願いします

様式 6

〇〇避難所ペット飼養管理等当番表

_____年 _____月

| | 清掃係 | 巡回係 | 連絡係 | 係 | 係 | 係 |
|----|------|------|------|------|------|---|
| 例 | △△花子 | △△太郎 | △△次郎 | △△ウメ | △△ハナ | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |
| 26 | | | | | | |
| 27 | | | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |
| 31 | | | | | | |